

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

告 示 主 要 目 次 公 告

○指定居宅サービス事業者の廃止……………	五〇五	○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認……………	五七
○介護保険施設の指定の辞退……………	五〇七	○家畜伝染病の発生……………	五七
○指定居宅サービス事業者の指定……………	五〇七	○国土調査の成果の認証……………	五八
○介護保険施設の指定……………	五〇七	○特定非営利活動法人の設立認証の申請……………	五八
○平成十六年度介護支援専門員実務研修受講試験の実施……………	五四	○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………	五八
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………	五五	○平成十六年度狩猟免許試験の実施……………	五九
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………	五五	○平成十六年度狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の実施……………	五九
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………	五六	○選挙管理委員会……………	五九
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧……………	五六	○不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正……………	五〇
○道路の区域変更……………	五七		

告 示

●岡山県告示第三百九十七号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次の事業を廃止した旨の届出があった。

平成十六年六月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 区分
- 指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
- 1 名称

- ヘルパーステーション朝日
- 2 所在地
- 岡山県倉敷市笹沖二七一三
- 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
- 有限会社健創舎
- 2 所在地
- 岡山県倉敷市笹沖二七一三
- 四 廃止年月日
- 平成十六年四月三十日
- 五 介護保険事業所番号
- 三三七〇二〇三二二〇
- 六 サービスの種類
- 訪問介護
- 一 区分
- 指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
- 高梁学園訪問介護センター
- 2 所在地
- 岡山県高梁市伊賀町八番地
- 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
- 学校法人 高梁学園
- 2 所在地
- 岡山県高梁市伊賀町八番地
- 四 廃止年月日
- 平成十六年五月三十一日
- 五 介護保険事業所番号
- 三三七〇九〇〇二三九
- 六 サービスの種類
- 訪問介護
- 一 区分
- 指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
- デイサービス朝日

六	通所介護	三	2 所在地 岡山県倉敷市笹沖二七一三	三	2 所在地 岡山県倉敷市笹沖二七一三
	六	1 名称 有限会社健創舎	2 所在地 岡山県倉敷市笹沖二七一三	1 名称 有限会社健創舎	2 所在地 岡山県倉敷市笹沖二七一三
	五	四 廃止年月日 平成十六年四月三十日	四 廃止年月日 平成十六年四月三十日	四 廃止年月日 平成十六年四月三十日	四 廃止年月日 平成十六年四月三十日
	五	五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇三二三八	五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇三二三八	五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇三二三八	五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇三二三八
	六	六 サービスの種類 通所介護	六 サービスの種類 通所介護	六 サービスの種類 通所介護	六 サービスの種類 通所介護
	一 区分 指定居宅サービス事業者	二 事業所の名称及び所在地 1 名称 こすもすめくる寄島店 2 所在地 岡山県浅口郡寄島町七四二三 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 有限会社 荒川電気工業所 2 所在地 岡山県浅口郡寄島町七四二三 四 廃止年月日 平成十六年五月十日 五 介護保険事業所番号 三三七二七〇三三九七 六 サービスの種類 福祉用具貸与	二 事業所の名称及び所在地 1 名称 こすもすめくる寄島店 2 所在地 岡山県浅口郡寄島町七四二三 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 有限会社 荒川電気工業所 2 所在地 岡山県浅口郡寄島町七四二三 四 廃止年月日 平成十六年五月十日 五 介護保険事業所番号 三三七二七〇三三九七 六 サービスの種類 福祉用具貸与	二 事業所の名称及び所在地 1 名称 こすもすめくる寄島店 2 所在地 岡山県浅口郡寄島町七四二三 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 有限会社 荒川電気工業所 2 所在地 岡山県浅口郡寄島町七四二三 四 廃止年月日 平成十六年五月十日 五 介護保険事業所番号 三三七二七〇三三九七 六 サービスの種類 福祉用具貸与	二 事業所の名称及び所在地 1 名称 こすもすめくる寄島店 2 所在地 岡山県浅口郡寄島町七四二三 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 有限会社 荒川電気工業所 2 所在地 岡山県浅口郡寄島町七四二三 四 廃止年月日 平成十六年五月十日 五 介護保険事業所番号 三三七二七〇三三九七 六 サービスの種類 福祉用具貸与

六	福祉用具貸与	三	2 所在地 岡山県上房郡北房町下皆部四五二番地	三	2 所在地 岡山県上房郡北房町下皆部四五二番地
	六	1 名称 医療法人 ひいらぎ	2 所在地 岡山県上房郡北房町下皆部四五二番地	1 名称 医療法人 ひいらぎ	2 所在地 岡山県上房郡北房町下皆部四五二番地
	五	四 廃止年月日 平成十六年五月十一日	四 廃止年月日 平成十六年五月十一日	四 廃止年月日 平成十六年五月十一日	四 廃止年月日 平成十六年五月十一日
	五	五 介護保険事業所番号 三三七三二〇二六六	五 介護保険事業所番号 三三七三二〇二六六	五 介護保険事業所番号 三三七三二〇二六六	五 介護保険事業所番号 三三七三二〇二六六
	六	六 サービスの種類 福祉用具貸与	六 サービスの種類 福祉用具貸与	六 サービスの種類 福祉用具貸与	六 サービスの種類 福祉用具貸与
	一 区分 指定居宅サービス事業者	二 事業所の名称及び所在地 1 名称 合資会社かたやま 2 所在地 岡山県倉敷市茶屋町一五二一一 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 合資会社かたやま 2 所在地 岡山県倉敷市茶屋町一五二一一 四 廃止年月日 平成十五年六月三十日 五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇二五四五 六 サービスの種類 福祉用具貸与	二 事業所の名称及び所在地 1 名称 合資会社かたやま 2 所在地 岡山県倉敷市茶屋町一五二一一 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 合資会社かたやま 2 所在地 岡山県倉敷市茶屋町一五二一一 四 廃止年月日 平成十五年六月三十日 五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇二五四五 六 サービスの種類 福祉用具貸与	二 事業所の名称及び所在地 1 名称 合資会社かたやま 2 所在地 岡山県倉敷市茶屋町一五二一一 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 合資会社かたやま 2 所在地 岡山県倉敷市茶屋町一五二一一 四 廃止年月日 平成十五年六月三十日 五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇二五四五 六 サービスの種類 福祉用具貸与	二 事業所の名称及び所在地 1 名称 合資会社かたやま 2 所在地 岡山県倉敷市茶屋町一五二一一 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 合資会社かたやま 2 所在地 岡山県倉敷市茶屋町一五二一一 四 廃止年月日 平成十五年六月三十日 五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇二五四五 六 サービスの種類 福祉用具貸与

三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地	一	区分
	1 名称	指定居宅サービス事業者	二
	2 所在地	事業所の名称及び所在地	一
二	岡山県英田郡美作町栄町七五―三	1 名称	医療法人篠洋会
	廃止年月日	2 所在地	岡山県岡山市下伊福上町一四番三号
	平成十二年七月三十一日	三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
五	介護保険事業所番号	1 名称	医療法人篠洋会
	三三七三六〇〇三三三	2 所在地	岡山県岡山市下伊福上町一四番三号
	サービスの種類	三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
六	福祉用具貸与	1 名称	医療法人篠洋会
	通所リハビリテーション	2 所在地	岡山県岡山市下伊福上町一四番三号
		三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
四	廃止年月日	1 名称	医療法人篠洋会
	平成十六年五月五日	2 所在地	岡山県岡山市下伊福上町一四番三号
	介護保険事業所番号	三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
五	三三二〇一一三六七九	1 名称	医療法人篠洋会
	サービスの種類	2 所在地	岡山県岡山市下伊福上町一四番三号
	通所リハビリテーション	三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
六	通所リハビリテーション	1 名称	医療法人篠洋会
		2 所在地	岡山県岡山市下伊福上町一四番三号
		三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
一	区分	1 名称	医療法人篠洋会
	指定居宅サービス事業者	2 所在地	岡山県岡山市下伊福上町一四番三号
	事業所の名称及び所在地	三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
二	事業所の名称及び所在地	1 名称	医療法人篠洋会
		2 所在地	岡山県岡山市下伊福上町一四番三号
		三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
三	申請者の名称及び所在地	1 名称	医療法人篠洋会
		2 所在地	岡山県岡山市下伊福上町一四番三号
		三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地

一	名称	一	区分
	医療法人社団三樹会	指定居宅サービス事業者	二
	2 所在地	施設の名称及び開設場所	一
二	岡山県岡山市平野一〇〇三番地の四	1 名称	医療法人社団三樹会
	廃止年月日	2 所在地	岡山県岡山市平野一〇〇三番地の四
	平成十六年四月二五日	三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
五	介護保険事業所番号	1 名称	医療法人社団三樹会
	三三二〇一一二七二三	2 所在地	岡山県岡山市平野一〇〇三番地の四
	サービスの種類	三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
六	通所リハビリテーション	1 名称	医療法人社団三樹会
	短期入所療養介護	2 所在地	岡山県岡山市平野一〇〇三番地の四
		三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
●岡山県告示第三百九十八号	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の介護保険施設	1 名称	医療法人社団三樹会
	設の指定の辞退があった。	2 所在地	岡山県岡山市平野一〇〇三番地の四
	平成十六年六月十八日	三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
●岡山県告示第三百九十九号	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次の指定	1 名称	医療法人社団三樹会
	居宅サービス事業者を指定した。	2 所在地	岡山県岡山市平野一〇〇三番地の四
	平成十六年六月十八日	三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
一	区分	1 名称	医療法人社団三樹会
	指定居宅サービス事業者	2 所在地	岡山県岡山市平野一〇〇三番地の四
	施設の名称及び開設場所	三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
二	施設の名称及び開設場所	1 名称	医療法人社団三樹会
		2 所在地	岡山県岡山市平野一〇〇三番地の四
		三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
三	申請者の名称及び所在地	1 名称	医療法人社団三樹会
		2 所在地	岡山県岡山市平野一〇〇三番地の四
		三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地

二	指定居宅サービス事業者 事業所の名称及び所在地	二	指定居宅サービス事業者 事業所の名称及び所在地
	1 名称	1 名称	1 名称
	2 所在地	2 所在地	2 所在地
	岡山県高梁市伊賀町八	岡山県高梁市伊賀町八	岡山県高梁市伊賀町八
	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地
	1 名称	1 名称	1 名称
三	株式会社 JK	株式会社 JK	株式会社 JK
	2 所在地	2 所在地	2 所在地
	岡山県高梁市伊賀町八	岡山県高梁市伊賀町八	岡山県高梁市伊賀町八
	指定年月日	指定年月日	指定年月日
	平成十六年六月一日	平成十六年六月一日	平成十六年六月一日
	介護保険事業所番号	介護保険事業所番号	介護保険事業所番号
四	三三七〇九〇〇二九六	三三七〇九〇〇二九六	三三七〇九〇〇二九六
	サービスの種類	サービスの種類	サービスの種類
	訪問介護	訪問介護	訪問介護
五	一 区分	一 区分	一 区分
	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者
	事業所の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地
	1 名称	1 名称	1 名称
	2 所在地	2 所在地	2 所在地
	岡山県川上郡成羽町佐々木一九六一	岡山県川上郡成羽町佐々木一九六一	岡山県川上郡成羽町佐々木一九六一
六	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地
	1 名称	1 名称	1 名称
	合資会社 麻田百貨店	合資会社 麻田百貨店	合資会社 麻田百貨店
	2 所在地	2 所在地	2 所在地
	岡山県川上郡成羽町吹屋七二五	岡山県川上郡成羽町吹屋七二五	岡山県川上郡成羽町吹屋七二五
	指定年月日	指定年月日	指定年月日
七	平成十六年六月一日	平成十六年六月一日	平成十六年六月一日
	介護保険事業所番号	介護保険事業所番号	介護保険事業所番号
	三三七三二〇〇二八〇	三三七三二〇〇二八〇	三三七三二〇〇二八〇
	サービスの種類	サービスの種類	サービスの種類
	訪問介護	訪問介護	訪問介護
	一 区分	一 区分	一 区分
八	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者
	事業所の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地
	1 名称	1 名称	1 名称
	2 所在地	2 所在地	2 所在地
	岡山県川上郡成羽町吹屋七二五	岡山県川上郡成羽町吹屋七二五	岡山県川上郡成羽町吹屋七二五
	指定年月日	指定年月日	指定年月日

二	事業所の名称及び所在地	1 名称	美風会 訪問介護ステーション 手と手
		2 所在地	岡山県英田郡美作町明見三五七一
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称	医療法人 美風会 美作中央病院
		2 所在地	岡山県英田郡美作町明見三五七一
四	指定年月日	平成十六年六月一日	
		介護保険事業所番号	三三七〇一〇四三八
五	介護保険事業所番号	三三七〇一〇四三八	
		サービスの種類	訪問介護
一	区分	指定居宅サービス事業者	
		事業所の名称及び所在地	
二	事業所の名称及び所在地	1 名称	折り鶴デイサービスセンター
		2 所在地	岡山県岡山市加茂一六一一
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称	有限会社 折り鶴
		2 所在地	岡山県岡山市加茂一六一一
四	指定年月日	平成十六年六月一日	
		介護保険事業所番号	三三七〇一〇六二四
五	介護保険事業所番号	三三七〇一〇六二四	
		サービスの種類	通所介護
六	サービスの種類	通所介護	
		指定居宅サービス事業者	
二	事業所の名称及び所在地	1 名称	指定居宅サービス事業者
		事業所の名称及び所在地	
一	区分	指定居宅サービス事業者	
		事業所の名称及び所在地	

二	事業所の名称及び所在地	1 名称	美季デイサービスセンター
		2 所在地	岡山県岡山市赤田四六一六
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称	有限会社 美季
		2 所在地	岡山県岡山市古都宿一三三一二
四	指定年月日	平成十六年六月一日	
		介護保険事業所番号	三三七〇一〇六二六
五	介護保険事業所番号	三三七〇一〇六二六	
		サービスの種類	通所介護
六	サービスの種類	通所介護	
		指定居宅サービス事業者	
二	事業所の名称及び所在地	1 名称	地域福祉事業所 楽庵
		2 所在地	岡山県岡山市若葉町二二二九
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称	岡山県高齢者福祉生活協同組合
		2 所在地	岡山県岡山市鹿田町一丁目六番一三号
四	指定年月日	平成十六年六月一日	
		介護保険事業所番号	三三七〇一〇六二七
五	介護保険事業所番号	三三七〇一〇六二七	
		サービスの種類	通所介護
六	サービスの種類	通所介護	
		指定居宅サービス事業者	
二	事業所の名称及び所在地	1 名称	指定居宅サービス事業者
		事業所の名称及び所在地	
一	区分	指定居宅サービス事業者	
		事業所の名称及び所在地	

一 区分 指定居宅サービス事業者 事業所の名称及び所在地 1 名称 天城いきいき村ケアセンター	六 サービスの種類 通所介護 五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇三五六 四 指定年月日 平成十六年六月一日 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 有限会社創心会リハビリ倶楽部 2 所在地 岡山県倉敷市茶屋町二二〇二番地一四 二 事業所の名称及び所在地 1 名称 創心会リハビリ倶楽部 笹沖 2 所在地 岡山県倉敷市吉岡四二四番地二 一 区分 指定居宅サービス事業者 事業所の名称及び所在地	三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 社会福祉法人 岡山中央福祉会 2 所在地 岡山県岡山市吉原三三二番地 四 指定年月日 平成十六年六月一日 五 介護保険事業所番号 三三七〇一〇六二九〇 六 サービスの種類 通所介護	二 所在地 さっちゃん家デイサービスセンター 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 岡山県岡山市金田八一九番地 2 所在地 岡山県岡山市吉原三三二番地 四 指定年月日 平成十六年六月一日 五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇三五六 六 サービスの種類 通所介護
二 事業所の名称及び所在地 1 名称 天城いきいき村ケアセンター 2 所在地 天城いきいき村ケアセンター 有限会社	六 サービスの種類 通所介護 五 介護保険事業所番号 三三七〇八〇〇六〇三 四 指定年月日 平成十六年六月一日 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 株式会社エクサ 2 所在地 岡山県吉備郡真備町川辺二七三二二 二 事業所の名称及び所在地 1 名称 株式会社エクサ 2 所在地 岡山県吉備郡真備町川辺二七三二二 一 区分 指定居宅サービス事業者 事業所の名称及び所在地	三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 株式会社エクサ 2 所在地 岡山県吉備郡真備町川辺二七三二二 二 事業所の名称及び所在地 1 名称 株式会社エクサ 2 所在地 岡山県吉備郡真備町川辺二七三二二 一 区分 指定居宅サービス事業者 事業所の名称及び所在地	二 所在地 岡山県倉敷市藤戸町藤戸一〇三四番三 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 天城いきいき村ケアセンター 有限会社 2 所在地 岡山県倉敷市藤戸町天城四九三番地五 四 指定年月日 平成十六年六月一日 五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇三五六 六 サービスの種類 通所介護

三	岡山県御津郡建部町福渡四九三一二
一	申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称
二	有限会社 リーフレット
二	所在地 岡山県御津郡建部町福渡四九三一二
四	指定年月日 平成十六年六月一日
五	介護保険事業所番号 三三七二一〇三二七
六	サービスの種類 通所介護

一	区分	指定居宅サービス事業者
二	事業所の名称及び所在地	
1	名称	
2	有限会社	ライフブレイン
3	所在地	岡山県岡山市中山下一一六―四五 中央会館ビル五F
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
1	名称	
2	有限会社	ライフブレイン
4	所在地	岡山県岡山市中山下一一六―四五 中央会館ビル五F
四	指定年月日	
		平成十六年六月一日
五	介護保険事業所番号	
		三三七〇一〇六二五八
六	サービスの種類	
	福祉用具貸与	
一	区分	指定居宅サービス事業者
二	事業所の名称及び所在地	
1	名称	
	コムスンのほほえみ岡山平田	
2	所在地	岡山市平田一六三―一八

- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
株式会社コムスン
- 2 所在地
東京都港区六本木六丁目一〇番一号
- 四 指定年月日
平成十六年五月一日
- 五 介護保険事業所番号
三三七〇一〇六三二四
- 六 サービスの種類
痴呆対応型共同生活介護

一	区分	指定居宅サービス事業者
二	事業所の名称及び所在地	
1	名称	
2	所在地	
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
1	名称	
2	所在地	
四	指定年月日	
五	介護保険事業所番号	
六	サービスの種類	
一	区分	指定居宅サービス事業者
二	事業所の名称及び所在地	
1	名称	
2	所在地	
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
1	名称	
2	所在地	
四	指定年月日	
五	介護保険事業所番号	
六	サービスの種類	

1	名称	社会福祉法人岡山中央福祉会
2	所在地	岡山市吉原二三一番地
四	指定年月日	平成十六年六月一日
五	介護保険事業所番号	三三七〇一〇六三三二
六	サービスの種類	痴呆対応型共同生活介護
一	区分	
二	指定居宅サービス事業者 事業所の名称及び所在地	
1	名称	グループホームふなお
2	所在地	浅口郡船穂町一九五三一
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
1	名称	有限会社ケア・ワン
2	所在地	浅口郡船穂町大字船穂二六八五一
四	指定年月日	平成十六年六月一日
五	介護保険事業所番号	三三七二七〇六四五
六	サービスの種類	痴呆対応型共同生活介護
一	区分	
二	指定居宅サービス事業者 事業所の名称及び所在地	
1	名称	グループホームたんぽぽ
2	所在地	井原市下稲木町一二六八一
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
1	名称	

2	合資会社在宅介護サービスたんぽぽ 所在地 井原市下稲木町一九六
四	指定年月日 平成十六年六月一日
五	介護保険事業所番号 三三七〇七〇四一五
六	サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護
一	区分
二	指定居宅サービス事業者 事業所の名称及び所在地
1	名称 グループホーム百
2	所在地 久米郡柵原町書副一八〇一四
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地
1	名称 社会福祉法人千寿福祉会
2	所在地 津山市瓜生原三二六一一
四	指定年月日 平成十六年六月一日
五	介護保険事業所番号 三三七三八〇三八六
六	サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護
一	区分
二	指定居宅サービス事業者 事業所の名称及び所在地
1	名称 医療法人社団三樹会 梶木病院
2	所在地 岡山県岡山市西花尻一三二番地の一
三	申請者の名称及び所在地
1	名称 医療法人社団三樹会

- 2 所在地
岡山県岡山市西花尻二二三一番地の一
- 四 指定年月日
平成十六年四月二六日
- 五 介護保険事業所番号
三三三〇一一四七七六
- 六 サービスの種類
通所リハビリテーション
短期入所療養介護

- 一 区分
指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地

- 1 名称
ケアハウス ロイヤルウイング
- 2 所在地
倉敷市児島下の町五二二一五

- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称
社会福祉法人 王慈福祉会
- 2 所在地
倉敷市児島下の町五二二一七

- 四 指定年月日
平成十六年六月一日

- 五 介護保険事業所番号
三三七〇二〇三六一八

- 六 サービスの種類
特定施設入所者生活介護

一 区分

- 二 事業所の名称及び所在地

- 1 名称
特別養護老人ホーム 健老園
- 2 所在地
岡山市古新田一三五一一三

- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称
社会福祉法人 健老会

- 2 所在地
邑久郡邑久町尻海字通り山五五二一三一一
 - 四 指定年月日
平成十六年六月一日
 - 五 介護保険事業所番号
三三七〇一〇六一九一
 - 六 サービスの種類
短期入所生活介護
- 岡山県告示第四百号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号及び第三号の規定により、次の介護保険施設を指定した。
平成十六年六月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 区分
介護保険施設
- 二 事業所の名称及び所在地

- 1 名称
特別養護老人ホーム 健老園
- 2 所在地
岡山市古新田一三五一一三

- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称
社会福祉法人 健老会
- 2 所在地
邑久郡邑久町尻海字通り山五五二一三一一

- 四 指定年月日
平成十六年六月一日

- 五 介護保険事業所番号
三三七〇一〇六一九一

- 六 サービスの種類
介護老人福祉施設

一 区分

- 二 施設の名称及び開設場所

- 1 名称
医療法人社団三樹会 梶木病院
- 2 開設場所
岡山県岡山市西花尻二二三一番地の一

三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団三樹会

2 所在地

岡山県岡山市西花尻二二三一番地の一

四 指定年月日

平成十六年四月二六日

五 介護保険事業所番号

三三二〇一四七七六

六 サービスの種類

介護療養型医療施設

●岡山県告示第四百一号

介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成十六年六月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 試験日時

平成十六年十月二十四日(日曜日) 午前十時から

二 試験場所

岡山大学(岡山市津島中三丁目一一)

三 受験申込書の受付期間

平成十六年七月二十六日(月曜日) から同年八月十二日(木曜日) までとする。

ただし、土曜日及び日曜日を除く。なお、身体障害等による特別措置希望者に限り郵送でも受け付けるが、その場合は、平成十六年八月十二日までの消印のあるものに限り有効とする。

四 受験資格

次に掲げる1、2又は3の期間が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上のものであつて、5の欠格事由に該当しないもの及び4の期間が通算して十年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が千八百日以上のものであつて、5の欠格事由に該当しないものとする。

1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該業務に係る業務に従事した期間

2 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(3において「相談援助の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百二十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(3において「老人福祉施設」という。)、身体障害者福祉法(昭和二十四

年法律第百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設(同法

第三十二条に規定する補装具製作施設を除く。)及び同法第十一条第二項に規定

する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二

十五年法律第百二十三号)第六条第二項に規定する精神保健福祉センター及び同

法第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、社会福祉法(昭和二

十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障

害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条第一項に規定する知的障害者

援護施設及び同法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、介護老人保

健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、身体障害者福

祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービス事業、精神保健及び精

神障害者福祉に関する法律第五十条の三の二第四項に規定する精神障害者地域生

活援助事業、知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助

事業その他これらに準ずる事業の従業者

3 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当

するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の

業務を行うために必要な知識及び技能を修得したものと認められるもの(4におい

て「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があるこ

とにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護

を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(4に

において「介護等の業務」という。)に従事した期間

5

イ 老人福祉施設(老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法

第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。)、身体障害者福祉

法第三十条に規定する身体障害者療養施設、精神保健及び精神障害者福祉に關す

4

る法律第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設(同法第五十条の

三の二第三項に規定する精神障害者短期入所事業を行うものに限る。)、知的障

害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、介護老人保健施設、

3

病院又は診療所の病室であつて医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第

二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業、身体障害者福祉

2

法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護等事業、精神保健及び精神障

害者福祉に関する法律第五十条の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等

事業、知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護等事業その

1

他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者

3のイ又はロに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でないものが、介

護等の業務に従事した期間

欠格事由

欠格事由とは、次のイからニまでのいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員と

して適当でない認められること。

イ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）若しくは同法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者

ロ 罰金以上の刑に処せられた者

ハ ロに該当する者を除くほか、1から4までの業務又は介護支援専門員の業務に關し犯罪又は不正のあった者

ニ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の二第三項の規定により介護支援専門員名簿から消除され、その消除の日から五年を経過しない者

五 受験手続及び提出書類

受験申込書に実務経験証明書その他受験資格に応じた必要な書類を添えて、各地方振興局健康福祉部へ持参により提出すること。この場合、平成十五年度において行われた岡山県介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）を受験した者であつて、実務経験証明書の提出を省略していない者については、平成十六年度において試験を受験する場合、平成十五年度における受験票を提出することにより、実務経験証明書の提出に代えることができるものとする。

六 受験手数料

七千円（相当額の岡山県収入証紙により納付すること）。なお、証紙には消印をしないこと。

七 試験方法

試験は、筆記試験により行う。

八 試験の範囲

1 介護保険制度に関する基礎的知識

2 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能

3 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能

4 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

九 特別措置の実施

身体に障害等のある者については、障害の種類及び状態に応じて特別な措置をとる場合があるので、この特別な措置を必要とする場合は、受験申込書提出前に各地方振興局健康福祉部へ申し出ること。

十 合格発表

合格者については、岡山県保健福祉部長寿社会対策課及び各地方振興局健康福祉部に受験番号を掲示するほか、岡山県保健福祉部長寿社会対策課ホームページに掲載する。また、受験者全員に直接通知する。

十一 受験案内及び受験申込書の配布

受験案内及び受験申込書は、平成十六年七月一日（本曜日）から岡山県保健福祉部長寿社会対策課及び各地方振興局健康福祉部等で配布する。

十二 その他

試験について不明な点は、岡山県保健福祉部長寿社会対策課（電話〇六六―二二四一―二二一 内線二八六―二八六四）又は各地方振興局健康福祉部へ問い合わせること。

●岡山県告示第四百二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の指定居宅支援事業者を指定した。

平成十六年六月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 区分

指定居宅支援事業者

二 事業所の名称及び所在地

1 名称

社会福祉法人 新庄村社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所

2 所在地

真庭郡新庄村一九九八番地の一

三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人 新庄村社会福祉協議会

2 事務所の所在地

真庭郡新庄村一九九八番地の一

四 指定年月日

平成十六年五月二十六日

五 事業所番号

三三〇〇一〇〇〇二二一一

六 サービスの種類

居宅介護

●岡山県告示第四百三三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次の指定居宅支援事業者を指定した。

平成十六年六月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 区分

指定居宅支援事業者

二 事業所の名称及び所在地

1 名称

社会福祉法人 新庄村社会福祉協議会知的障害者居宅介護事業所

2 所在地

真庭郡新庄村一九九八番地の一

三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人 新庄村社会福祉協議会

2 事務所の所在地

- 四 真庭郡新庄村一九九八番地の一
指定年月日
平成十六年五月二十六日
- 五 事業所番号
三三〇〇二〇〇〇二二一〇
- 六 サービスの種類
居宅介護
- 一 区分
指定居宅支援事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
1 名称
西方ハイツ
2 所在地
新見市西方一〇三四
- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
1 名称
社会福祉法人 健康の森学園
2 事務所の所在地
阿哲郡哲多町大野二〇三四一五
指定年月日
平成十六年五月二十八日
- 五 事業所番号
三三〇〇二〇〇〇二二一四二
- 六 サービスの種類
地域生活援助
- 岡山県告示第四百四号
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、
次の指定居宅支援事業者を指定した。
平成十六年六月十八日
- 一 区分
指定居宅支援事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
1 名称
社会福祉法人 新庄村社会福祉協議会児童居宅介護事業所
2 所在地
真庭郡新庄村一九九八番地の一
- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県知事 石 井 正 弘

- 1 名称
社会福祉法人 新庄村社会福祉協議会
- 2 事務所の所在地
真庭郡新庄村一九九八番地の一
指定年月日
平成十六年五月二十六日
- 五 事業所番号
三三〇〇三〇〇〇二二一九
- 六 サービスの種類
居宅介護
- 一 区分
指定居宅支援事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
1 名称
閑谷学園児童短期入所
2 所在地
和気郡和気町日笠下一六一三一五
- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
1 名称
社会福祉法人 閑谷福祉会
2 事務所の所在地
和気郡和気町日笠下一六一三一五
指定年月日
平成十六年五月二十七日
- 五 事業所番号
三三〇〇三一九〇〇二二三八
- 六 サービスの種類
短期入所
- 岡山県告示第四百五号
漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による
同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり
縦覧に供する。
平成十六年六月十八日
- 一 発起人の住所及び氏名
倉敷市大島一七七一七 中井 真二
倉敷市大島一七一二六 奥野 洋一
- 岡山県知事 石 井 正 弘

- | | | | |
|--|---|--|--------------------------------------|
| 二
加入区
大島 | 三
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
児島漁業協同組合 | 四
縦覧期間
平成十六年六月十八日から平成十六年七月二日まで | 五
縦覧場所
岡山県農林水産部水産課 |
| 一
発起人の住所及び氏名
倉敷市大島一―二―二一 佐上喜久雄
倉敷市大島一―七―二五 尾崎 昭 | 二
加入区
大島 | 三
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
第一大島漁業協同組合 | 四
縦覧期間
平成十六年六月十八日から平成十六年七月二日まで |
| 五
縦覧場所
岡山県農林水産部水産課 | 四
縦覧期間
平成十六年六月十八日から平成十六年七月二日まで | 三
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
倉敷市大島二―二―二〇 南條 盛弘
倉敷市大島二―二―二七 赤城 正美 | 二
加入区
大島 |
| 一
発起人の住所及び氏名 | 二
加入区 | 三
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大島漁業協同組合 | 四
縦覧期間
平成十六年六月十八日から平成十六年七月二日まで |
| 五
縦覧場所
岡山県農林水産部水産課 | ●岡山県告示第四百六号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のとおり変更する。 | その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧
に供する。 | 平成十六年六月十八日 |

[illegible]

公告

(三九) 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成十六年六月十八日

岡山県知事 石井 正 弘

- 一 農地保有合理化事業を行ふ者の名称
社団法人岡山県農地開発公社
- 二 変更する農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
- 三 変更承認年月日
平成十六年四月一日

(三五) 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成十六年六月十八日

岡山県知事 石井 正弘

伝染病の種別	家畜の種類	発生場所	発生年月日
病ヨ一ネ	乳用牛	一頭	平成十六年六月九日
病ヨ一ネ	乳用牛	五頭	平成十六年六月九日
病ヨ一ネ	乳用牛	一頭	平成十六年六月九日
病ヨ一ネ	乳用牛	一頭	平成十六年六月九日
病ヨ一ネ	乳用牛	一頭	平成十六年六月九日

〔三三〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十六年六月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認 証 年 月 日
加茂川町	平成十四年五月 平成十六年三月	加茂川町及び 地籍図及び 地籍簿	上野、竹部 の各一部	平成十六年六月十四日

〔三四〕 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成十六年六月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 申請のあった年月日
平成十六年六月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
岡山県国際団体協議会
- 三 代表者の氏名
三宅 正勝
- 四 主たる事務所の所在地
岡山市奉還町二丁目二番一号
- 五 定款に記載された目的
本法人は、国際NGO及びNPO間の連携を深め、関係機関及び県民との協力のもとに、国際理解・国際交流・国際体験・国際協力・国際支援・国際貢献活動等（以下「国際活動」という。）の推進を図り、もって国際社会に貢献することを目的とする。

- 一 申請のあった年月日
平成十六年六月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
ファッショントウン児島推進協議会
- 三 代表者の氏名
高田 幸雄
- 四 主たる事務所の所在地
倉敷市児島味野二丁目二番二八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、個性豊かで魅力的な児島をつくるため、ものづくり、まちづくり、くらしづくりを一体的に取り組むファッショントウン構想を推進する各種団体及び市民に対し、その公益活動の健全な発展を支援・PRする事業を行うことにより、地域全体の発展に寄与することを目的とする。

〔三五〕 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成十六年六月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 申請のあった年月日
平成十六年六月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
青い鳥
- 三 代表者の氏名
仲地 宗輝
- 四 主たる事務所の所在地
岡山市奉還町一丁目一〇番二八号
- 五 定款変更の内容
1 目的の変更
目的を次のように改める。
この法人は、高齢者・要介護者・障害者及び不登校の児童・生徒に対して、地域で自立した生活ができるように、福祉・人権・差別・教育の問題を中心に必要な支援を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
2 特定非営利活動の種類の変更
新たに学術の振興を図る活動を行うこととする。
3 事業の変更
新たに次の特定非営利活動に係る事業を行うこととする。
(1) 介護保険制度事業
(2) 居宅サービス事業（訪問介護・通所介護）

- ② 居宅介護支援事業
- (2) 支援費制度事業
- ① 障害者(児) 居宅介護事業
- ② 障害者(児) デイサービス事業
- (3) 福祉有償運送事業

(三六) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり行う。
平成十六年六月十八日

試験日時及び場所
岡山県知事 石 井 正 弘

期	日	開始時刻	場 所
平成十六年七月三十日	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山 リージョンセン ター 電話(〇八六八)二七七一五〇	
平成十六年九月三日	午前九時三十分	御津郡御津町宇垣一六二九 御津文化センター 電話(〇八六七)二四一七一一	

二 試験内容

試験は、次の事項について行う。

- 1 狩猟について必要な適性
- 2 狩猟について必要な技能
- 3 狩猟について必要な知識

三 受験資格

次に掲げる者以外の者とする。

- 1 二十歳に満たない者
- 2 精神分裂病、そううつ病、てんかん又は自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる病状を呈する病気にかかっている者
- 3 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 5 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 6 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該取消しに係る種類の狩猟免許に限る。)

四 受験手続

- 1 受験希望者は、一に掲げるいずれの場所でも受験できる。
- 2 受験希望者は、所定の狩猟免許申請書に必要事項を記入の上、試験日の十日前までに受験しようとする場所を管轄する地方振興局長に提出すること。
- 3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。

- (1) 受験希望者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合は、三の2、3及び4に該当しない旨の医師の診断書一通
- (2) 申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真(裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの)一枚
- (3) 狩猟免許手数料五千三百円相当(現に受験しようとする狩猟免許以外の狩猟免許を受けている者は、四千円相当)の岡山県収入証紙
- (4) 郵便切手をはり付け、あて名及びあて先を明記した返信用封筒一通

- 4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する(受験票は、試験当日必ず持参すること。)
- 5 その他

- 1 狩猟免許申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許申請書」と朱書すること。
- 2 狩猟免許申請書は、最寄りの地方振興局農林水産事業部森林課に請求すること。
- 3 問い合わせ先

岡山市内山下二一四一六 岡山県生活環境部自然環境課	電話(〇八六)二三六七三二〇
岡山市弓之町六一一 岡山地方振興局農林水産事業部森林課	電話(〇八六)二三三一九八三三
津山市山下五三三 津山地方振興局農林水産事業部森林課	電話(〇八六八)二三三二二二一 内線 三八九番

(三七) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条第二項及び第四項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。
平成十六年六月十八日

適性試験及び講習の日時及び場所
岡山県知事 石 井 正 弘

期	日	開始時刻	場 所
平成十六年七月三十日	午前九時	御津郡御津町宇垣一六二九 御津文化センター 電話(〇八六七)二四一七一一	

平成十六年八月五日	午前九時三十分	吉備郡真備町箭田四〇一 マールビルふれあいセンター 電話(〇八六六)九八〇九一一
平成十六年八月六日	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山 リージョンセ ンター 電話(〇八六八)二七七一五〇

二 適性試験及び講習の内容

- 1 適性試験は、狩猟について必要な適性について行う。
- 2 講習は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別及び猟具の取扱について行う。

三 狩猟免許の更新資格

平成十三年度に狩猟免許を受けた者。ただし、他の狩猟免許を有する場合は、他の未だ有効期間が満了しない免許も繰り上げて更新することができる。

四 狩猟免許の更新の手続

- 1 更新希望者は、一に掲げるいずれの場所でも適性試験及び講習を受けることができる。

2 更新希望者は、所定の狩猟免許更新申請書に必要事項を記入の上、適性試験及び講習の日の十日前までに適性試験及び講習を受けようとする場所を管轄する地方振興局長に提出すること。

3 狩猟免許更新申請書には、次のものを添付すること。

- (1) 更新希望者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合は、精神分裂病、そううつ病、てんかん若しくは自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる病状を呈する病状にかかっている者、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又は自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、若しくは著しく低い者でない旨の医師の診断書一通

- (2) 申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真(裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの)一枚

- (3) 狩猟免許更新手数料二千九百円相当の岡山県収入証紙

- (4) 郵便切手をはり付け、あて名及びあて先を明記した返信用封筒一通

4 狩猟免許更新申請書を受理した場合は、受験票を交付する(受験票は、適性試験及び講習の当日必ず持参すること)。

五 その他

- 1 狩猟免許更新申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許更新申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許更新申請書は、最寄りの地方振興局農林水産事業部森林課に請求すること。

と。

3 問い合わせ先

岡山市内山下二一四一六 岡山県生活環境部自然環境課	電話(〇八六)二二六〇七三二〇
岡山市弓之町六一一 岡山地方振興局農林水産事業部森林課	電話(〇八六)二三三一九八三三
倉敷市羽島一〇八三 倉敷地方振興局農林水産事業部森林課	電話(〇八六)四三四一七〇三五
津山市山下五三 津山地方振興局農林水産事業部森林課	電話(〇八六)二三三二二三一 内線 三八九番

選挙管理委員会

●岡山県選管告示第百四十三号

平成二年岡山県選管告示第八十一号(不在者投票を行うことができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成十六年六月十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 片山 邦宏

表病院の項中「国立病院岡山医療センター」を「独立行政法人国立病院機構岡山医療センター」に、「労働福祉事業岡山労災病院」を「独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院」に、「国立療養所南岡山病院」を「独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター」に改める。